

法テラス白書（令和元年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、総合法律支援法により平成18年4月10日に設立され、以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらに東日本大震災法律援助などの業務を実施してまいりました。社会の大きな変化の中、国民の司法アクセスニーズの増大・多様化とともに業務は拡大しており、最近では、平成28年7月から大規模災害に関する被災者法律相談援助が、平成30年1月から認知機能の十分でない方々に対する特定援助対象者法律相談援助及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対するDV等被害者法律相談援助が開始され、また、国選弁護関係でも、平成30年6月から被疑者国選弁護対象事件が全勾留事件に拡大されました。これまで多くの国民の皆様にご利用いただき、また、多くの関係機関の方々に支えられて、本年4月に創立から15年目を迎えることができましたことを、深く感謝申し上げます。

令和元年度も、法テラスのご利用はますます広がっており、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数が約39万5千件となり、開業以来の累計が448万件に及びました。民事法律扶助においては、弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）が過去最多の31万5千件を超え、弁護士・司法書士費用の立替え（代理援助・書類作成援助）も11万5千件を超えています。

自然災害が頻発する中、被災者支援もますます重要性を増しています。令和元年度は、前年度から継続の平成30年7月豪雨に関する被災者法律相談援助が6月まで実施され、10月から令和元年台風第19号の被災者法律相談援助が実施されています。また、昨今猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症に関連するお悩みに対しても、いち早くQ&Aの形でホームページの特設ページを設けるなど、迅速な情報提供に努めました。

また、昨年の改正出入国管理法の施行により、在留外国人に対する支援の強化も喫緊の課題となっております。令和元年度は、電話による多言語情報提供サービスの使用言語も2言語増やして9言語にするなど、外国人対応の充実に取り組んできました。

本白書では、このような令和元年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、特集として、第1に法テラス・サポートダイヤルのあゆみ、第2に新型コロナウイルス感染症に関する取組について取り上げました。

令和2年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題への対応、令和2年7月豪雨に関する被災者法律相談援助の実施、外国人対応体制の強化など、多岐にわたる法的支援ニーズへの対応の充実が求められています。皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年11月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子